

第11号議案

中野区立少年自然の家の利用料金の決定に係る申請について

上記の議案を提出します。

平成30年(2018年)3月9日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

(提案理由)

中野区立少年自然の家の利用料金の改定について、承認をする必要がある。

中野区立少年自然の家の利用料金の決定に係る申請について

中野区立少年自然の家条例第11条第2項の規定に基づき、指定管理者から中野区立少年自然の家の利用料金の改定について申請があったので、下記のとおり承認する。

記

1 利用料金

中学生以下	1人1泊につき	1,100円
その他	1人1泊につき	2,300円

2 施行時期

平成30年7月1日

中野区軽井沢少年自然の家の使用料の値上げについて

軽井沢少年自然の家の使用料については、全庁的な3年に1度の使用料改定方針に基づき中野区立少年自然の家条例（以下「条例」という。）の一部改正（中野区条例第59号平成29年12月15日改正、平成30年7月1日施行）により、使用料の改定を行った。

今回の改正を受け、軽井沢少年自然の家を運営する指定管理者より、条例と同額の料金改定の申請があった。このことについて、一般利用者の利用料金の改定について承認をする。

記

1 指定管理者

（株）旺栄 代表取締役 永野 博俊
北区王子本町1-4-13 加藤ビル1F

2 利用料金

改定前利用料金：中学生以下「900円」、その他「1,900円」
改定後利用料金：中学生以下「1,100円」、その他「2,300円」

3 改定時期

平成30年7月1日承認分より

4 理 由

平成22年度より3期8年、軽井沢少年自然の家の指定管理者として運営実績を重ねる中、8年間使用料の値上げは一度も行っていない。しかしこの間、原油の高騰や人件費は増加しているため利用料金の改定を行う。

5 周知方法

区ホームページ、区報、軽井沢ホームページにて周知を行う。